

## 秋田県告示第520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田地方法務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和3年10月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年10月12日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域 秋田市飯島新町一丁目及び二丁目、飯島西袋二丁目、将軍野青山町並びに将軍野堰越